

令和6年度入学者選抜試験問題表紙

小論文（前期日程）（生命環境学部社会系）

（注意事項）

1. 試験開始までに表紙の注意事項をよく読んでください。
2. 試験開始の合図があるまで、この冊子を開いてはいけません。
3. 試験開始の合図があったら、すぐに用紙の種類と枚数を確かめ、受験番号をすべてに記入してください。

● 表 紙	1 枚
● 問題並びに答案用紙（その1～その5）	各1枚 計5枚
4. 配布された用紙の種類や枚数が異なる場合や印刷が不鮮明な場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
5. 試験終了後、すべての用紙を回収します。
6. 問題用紙の余白や裏面を草案に使用しても構いませんが、採点の対象にはなりません。

受験番号

令和6年度入学者選抜試験問題並びに答案用紙（小論文 社会系 その1）—前期—

問題 次の【記述】、【表1】、【図1】及び【図2】をふまえて、あとの各間に答えなさい。

【記述】 以下の記述は、裁判員制度に関するQ&A形式の新聞記事である。

——裁判員制度はどんな制度ですか？

裁判員制度は2009年5月に始まりました。殺人など重大な刑事事件が対象です。裁判官3人と裁判員6人で有罪か無罪か、有罪の場合はどういう刑かも決めます。

裁判員は20歳以上の有権者から無作為に選ばれます〔注1〕。19年3月までに補充裁判員も含め約9万人の市民が参加しました。以前は私たちが直接司法に関わる機会はほとんどありませんでした。裁判に市民が参加する制度を持たない日本は少数派だったのです。

——市民が裁判に関わることの意義は何ですか？

1990年代に司法改革の動きが盛り上がり、裁判官だけの裁判に批判が高まりました。再審無罪が相次いだことも背景にあります。

それまで刑事裁判は月に数回といったペースで、判決までに時間がかかっていました。また供述調書など膨大な資料をもとに、司法のプロ同士が専門用語でやりとりするような場でした。これでは市民から遠い存在になってしまいます。裁判員制度は専門家だけで完結する司法の「ムラ社会」に風穴を開けました。

——10年間で裁判は変わったと聞きます。

まず判決までの期間が短くなりました。市民を長期間拘束することはできないので、裁判の前に争点を絞る仕組みを導入しました。裁判員裁判の平均日数は2018年では6.4日です。また、市民は法律の素人ですから「わかりやすさ」が重要です。ディスプレーを使い、語りかけるように説明する、などの工夫がされるようになりました。

判決の重さでは、殺人事件などで厳罰化の傾向がみられます。その一方で執行猶予が付く判決も増えています。「介護疲れの果ての事件」などで、被告の事情を市民がくみ取った結果と思われます。ただ裁判員が参加するのは一審だけで、二審で判決が変更されることもあります。裁判員裁判ではこれまでに37人に死刑判決が出ていますが、うち5人は二審で無期懲役となりました。過去の判決の積み重ねと、市民感覚のバランスをいかに取るかということも難しい点です。

——課題もあると聞きます。改善点は何ですか？

一番の課題は辞退率の高さでしょう。病気や介護などを理由にした辞退者の割合は当初の50%台から70%近くにまで増えています。最高裁は国民の年齢構成や職業構成から考えて問題はない、としていますが、参加しない人が多いというのは制度の理念に関わる大きな問題です〔注2〕。

裁判員の休暇制度を整えている会社も増えましたが、中小企業などでは難しい面もあります。雇用主に制度への理解を求める広報活動に力を入れるなどして、裁判員に選ばれた人が参加しやすい環境をつくることが大切です。

裁判員の負担も考える必要があります。一つは長期化です。これまで最も長かった裁判では207日もかかりました。先ほど18年の平均日数は6.4日といいましたが、制度が始まった当初は3.4日でした。期間が長くなると仕事を持つ人は参加しにくくなってしまいます。その一方で事実解明という面から考えると、短くすればいいというわけではなく、大きな課題といえます。

出所：「裁判員制度10年 変化は？」日本経済新聞2019年7月1日夕刊2頁

〔注1〕：令和5年1月1日より、18歳以上の有権者から選ばれるようになった。

〔注2〕：裁判員は原則として辞退することができないが、病気や介護等一定の理由があれば、辞退することが認められている。なお、法定の辞退理由に拠らず、裁判員手続を「無断欠席」する者も一定数存在する。「無断欠席」には罰則があるが、実際に罰則を受けた例は無いようである。

受験番号

令和6年度入学者選抜試験問題並びに答案用紙（小論文 社会系 その2）—前期—

【表1】 裁判員裁判に参加したいか（全国18歳以上の者約2000名を対象とした個別面接聴取）

平成21年度調査から令和2年度調査までは全国20歳以上の者を、令和3年度調査以降は全国18歳以上の者を調査対象としている。

年度	参加したい（%）	参加してもよい（%）	あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない（%）	義務であっても参加したくない（%）	わからない（%）
平成21年度	7.2	11.3	43.9	36.3	1.3
平成22年度	4.6	10.4	42.6	41.4	1.0
平成23年度	3.8	10.7	42.3	41.1	2.3
平成24年度	4.7	10.2	41.9	41.9	1.1
平成25年度	4.9	9.1	40.6	44.6	0.8
平成26年度	3.6	8.7	46.5	40.5	0.6
平成27年度	4.5	9.8	41.6	42.0	2.2
平成28年度	4.1	10.9	42.7	41.1	1.3
平成29年度	5.2	10.6	41.3	41.7	1.3
平成30年度	3.8	11.7	43.3	39.5	1.8
令和元年度	4.3	11.0	40.8	42.0	2.0
令和2年度	4.4	13.1	42.3	35.4	4.9
令和3年度	5.3	13.9	42.1	32.7	6.1
令和4年度	4.1	13.8	41.3	34.3	6.6

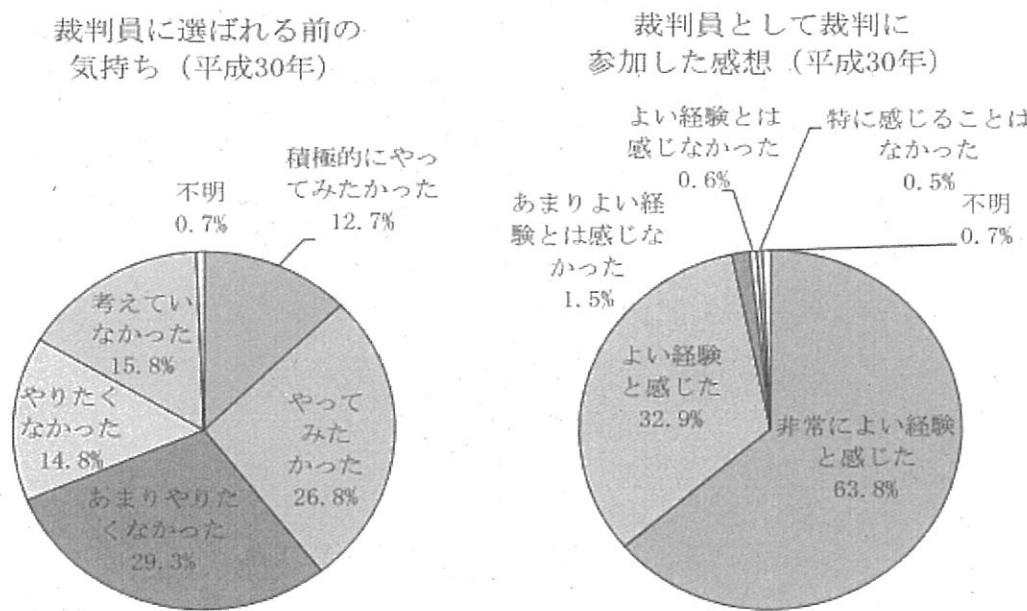
出所：最高裁判所「裁判員制度の運用に関する意識調査 令和5年1月調査」

「裁判員制度の運用に関する意識調査 令和4年1月調査」

受験番号

令和6年度入学者選抜試験問題並びに答案用紙（小論文 社会系 その3）—前期—

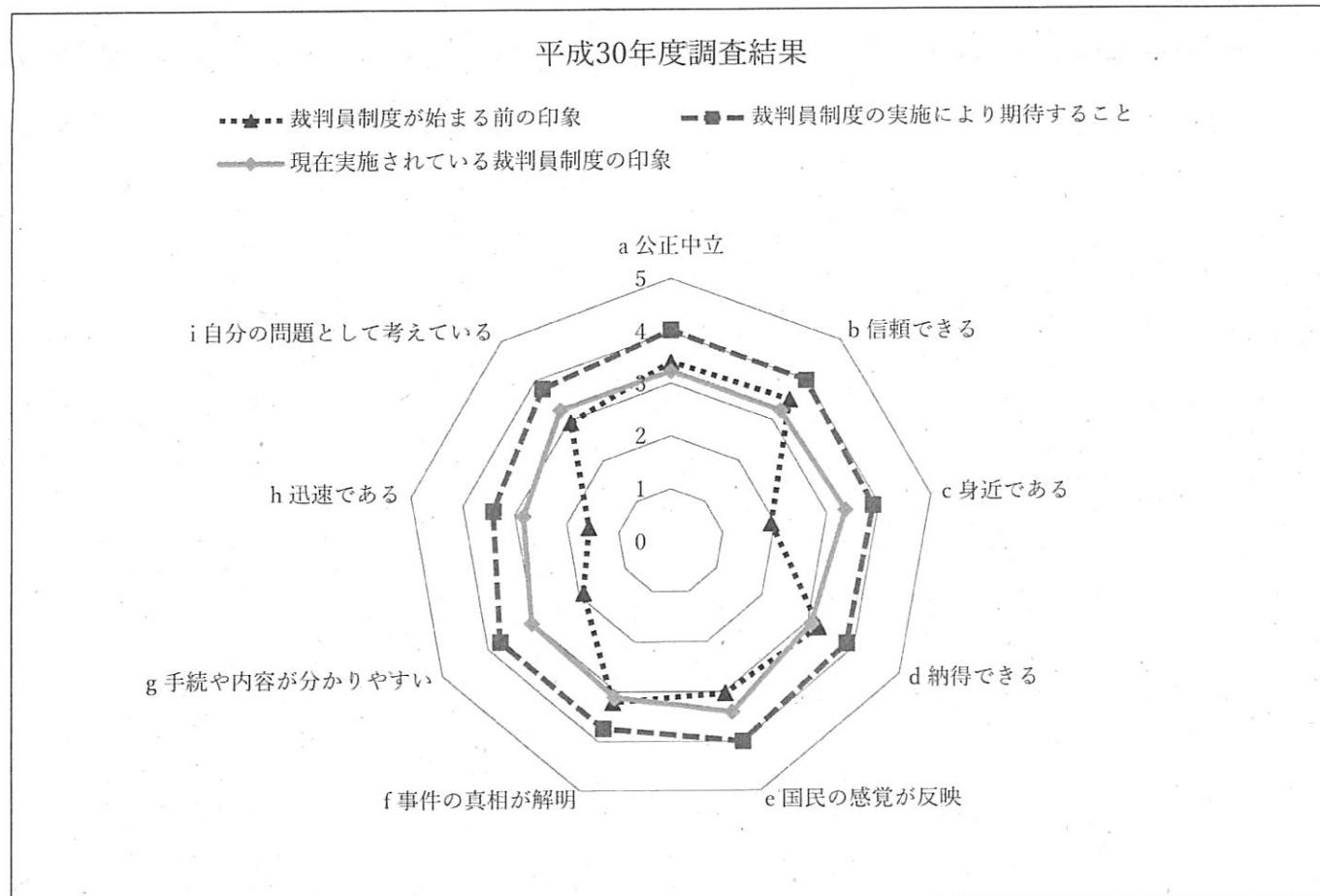
【図1】裁判員に選ばれる前の気持ちと裁判員として裁判に参加した感想（裁判員経験者約5700名へのアンケート）



出所：最高裁判所事務総局「裁判員制度10年の総括報告書」p.26

【図2】刑事裁判の印象（全国18歳以上の者約2000名を対象とした個別面接聴取）

平成30年度調査は全国20歳以上の者を調査対象としている。



出所：最高裁判所事務総局「裁判員制度10年の総括報告書」p.28

受験番号

令和6年度入学者選抜試験問題並びに答案用紙（小論文 社会系 その4）－前期－

問1 【表1】、【図1】及び【図2】から、国民の裁判員への意識について読み取れることを述べなさい。【図1】について述べる際には【表1】との比較も含めなさい。また、【記述】を参考に、裁判員制度の意義と課題をまとめなさい。

(1) 【表1】について

(2) 【図1】について（【表1】との比較も含むこと）

(3) 【図2】について

(4) 【記述】について（意義と課題）

受験番号	小計

令和6年度入学者選抜試験問題並びに答案用紙（小論文 社会系 その5）—前期—

問2 【記述】、【表1】、【図1】及び【図2】も参考に、裁判員制度に対するあなたの評価を述べなさい。なお、この際に、以下に挙げる日本国憲法の各条文の趣旨を最低1つは関連させること。

【18条】 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

【32条】 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

【37条1項】 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

受験番号	小計